

機密性2

下級裁判所事務処理規則第19条の規定に基づき、下記のとおり応急の措置を講ずる。

令和6年4月16日

さいたま地方裁判所長 小出邦夫

記

さいたま地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和6年度における事務分配等に関する規程（令和5年さいたま地方裁判所規程第3号）の一部を改正する。

- 1 別表第1を別紙第1のよう改める。
- 2 別表第3を別紙第2のよう改める。

附 則

この応急措置は、令和6年5月1日から施行する。

## (別紙第1)

別表第1 民事部の裁判官の配置、裁判事務の分配及び開廷の日割り

部	裁判官の配置	事務	担当裁判官	開廷曜日
第1民事部	判事(総) 中久保 朱美	1 民事法定合議事件(医事関係事件(別記2の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件及び労働関係民事通常訴訟事件(別記5(1)①の事件)の各控訴事件並びに3の事件を除く。)の5分の1	中久保 朱 鈴木 敦 川嶋 彩 横井 信 昭	木
	判事 鈴木 敦士	2 この部において合議体で裁判をする旨の決定をした民事事件	木	
	判事 川嶋 彩子	3 民事部の他の部の裁判官に対する除斥、忌避事件及び越谷支部又は管内簡易裁判所(川越支部、熊谷支部及び秩父支部の管内の簡易裁判所を除く。以下「本庁管内簡易裁判所」という。)の裁判官に対する民事事件に関する除斥、忌避事件の各6分の1	士 子 昭	
	判事補 横井 信昭	4 民事部の他の部及び越谷支部の民事調停法9条2項による除斥事件、同法23条の4第3項による除斥、忌避事件の各6分の1		
		5 証拠保全(起訴前の証拠保全に限る。)、訴え提起前における証拠収集処分、仲裁事件(仲裁法12条2項、35条1項、44条1項、46条1項、47条1項及び49条1項の申立てに係るものに限る。)、特定和解の執行決定事件及び共助事件の各5分の1	第1係 中久保 朱 第2係 鈴木 敦士 第3係 川嶋 彩子	火
		6 医事関係事件の控訴事件		月・水
		7 民事通常事件(医事関係事件、労働関係事件(別記5(1)の事件)、知的財産権事件、独占禁止事件並びに手形訴訟及び小切手訴訟の終局判決に対する異議事件を除く。)及び手形小切手事件各110分の17		
		8 医事関係事件		水
第2民事部	判事(総) 関根 規夫	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	関根 規夫 佐藤 拓海 竝木 信明 脊戸 紗希	水
	判事 佐藤 拓海	6 第1民事部の7に定める事件の各110分の22	第1係 関根 規夫 第2係 佐藤 拓海 第3係 竝木 信明	金
	判事補 竝木 信明			火・金
	判事補 脊戸 紗希			月・木
第3民事部	判事(総) 市川 多美子	1 民事執行事件(民事執行法1条に掲げる民事執行の事件)	市川 多美子	随時
	判事 小沼 日加利	2 破産事件、再生事件、会社更生事件	小沼 日加利	
	判事 森 大輔	3 保全事件(知的財産権事件、独占禁止事件及び行政事件の各事件に関する保全事件並びに労働仮処分関係事件(別記5(1)④の事件)を除く。)	森 大輔 (兼)判事 川嶋 彩子	輔子
	判事 森田 初恵	4 借地非訟事件	川嶋 彩子 森川 大彩 森藤 初子	恵絵
	判事補 藤田 まり絵	5 人身保護事件、配偶者暴力等に関する保護命令事件	藤田 まり絵	菜
	判事補 中村 嘴明	6 調停事件、過料事件、民事非訟事件、商事非訟事件	中村 嘴明	
	判事補 秋保 春菜	7 仮登記仮処分事件	秋保 春菜	
		8 仲裁事件(仲裁法12条2項、35条1項、44条1項、46条1項、47条1項及び49条1項の申立てによるものを除く。)		
		9 簡易確定事件		
		10 第1民事部の3、4に同じ。		
		11 民事部の他の部の事件及び第3民事部の1から10までの事件を除く民事事件		

第4民事部	判事(総) 田中秀幸 判事 中島朋宏 判事 甚田理恵 判事補 丸山智大	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	田中甚丸	中島田山	秀理智	幸宏恵大	水
		6 行政事件(行政雑事件を含む。ただし、そのうち行政取締法規に基づく臨検等の許可状請求事件を除く。)、知的財産権事件(保全事件を含む。)、独占禁止事件(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律244条の規定による事件をいい、保全事件を含む。)					
		7 地方自治法242条の2第1項4号の規定による訴訟について損害賠償若しくは不当利得の返還の請求を命ずる判決が確定した場合における同法242条の3第2項又は243条の2の2第5項の規定による事件(保全事件を含む。)					
		8 知的財産権事件及び独占禁止事件の各控訴事件					
		9 第1民事部の7に定める事件の各110分の19	第1係 田中秀幸			金	
			第2係 中島朋宏			月	
			第3係 甚田理恵			木・金	
第5民事部	判事(総) 鈴木尚久 (兼)判事 市川多美子 判事 田中邦治 判事 小松美穂子 判事 高橋祐子 判事補 瀧田航平	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	鈴木尚久	木川多美子	尚久	金	
		6 労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件	市田中邦治	小松美穂子	尚子		
		7 労働仮処分関係事件	高橋祐子	瀧田航平	祐子		
		8 第1民事部の7に定める事件の各110分の30	第1係 鈴木尚久			火	
		9 労働仮処分関係事件及び労働審判事件を除く労働関係事件	市川多美子				
		10 労働審判事件	第2係 田中邦治			火・木	
			第3係 高橋祐子			月・水	
			第4係 小松美穂子			火・木	
			第1係 鈴木尚久				随時
			第2係 田中邦治				
			第3係 高橋祐子				
			第4係 小松美穂子				
第6民事部	判事(総) 鈴木和典 判事 堤恵子 判事 遠田真嗣 判事補 高橋粒	1~5 第1民事部の1から5までに同じ。	鈴木和典	堤遠高	和恵	典嗣	金
		6 第1民事部の7に定める事件の各110分の22	第1係 堤恵子			月・水	
			第2係 鈴木和典			火	
			第3係 遠田真嗣			火・木	

## 別 記

1 民事通常事件及び控訴事件において、当事者の数が10を超えるときは、10を超えるごとに1件を加算した事件の配付があったものとみなす。ただし、当事者の数が100を超えるときは、所長及び民事部の各部の事務を総括する裁判官の協議により、配付があったものとみなされる事件の数を増減することができる。

2 医事関係事件（医師又は歯科医師及び医療補助者の患者に対する診断、検査、注射、治療、手術、麻酔、管理等の医療行為の過失に基づく被害を理由とする損害賠償請求事件（債務不存在確認請求事件を含む。）をいう。）は、1件につき、第1民事部の7に定める民事通常事件（以下、単に「民事通常事件」という。）4件の配付があったものとみなす。

医事関係事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件（民事控訴事件のうち、第1民事部の1のかっこ書きに掲げる各控訴事件を除いたものをいう。以下同じ。）1件及び民事通常事件3件の配付があったものとみなす。

3 行政事件のうち、行政訴訟事件並びに行政雑事件のうち、執行停止事件、仮の義務付け事件及び仮の差止め事件は、1件につき、民事通常事件4件の配付があったものとみなす。

4 知的財産権事件及び独占禁止事件は、1件につき、民事通常事件1件の、知的財産権及び独占禁止事件の各控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件の、それぞれ配付があったものとみなす。

5(1) 労働関係事件は次のとおりとする。

① 労働関係民事通常訴訟事件

- ア 労働契約関係の存否に関する請求
- イ 賃金請求権その他労働契約関係又は就業規則に基づく権利関係に関する請求
- ウ 労働協約その他労使間の協定に基づく権利関係に関する請求
- エ 争議行為その他労働者の団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求
- オ 労働組合員の地位の得喪又は組合員の権利義務に関する請求
- カ 労働組合その他労働者の団体の組織、運営又は財産に関する請求
- キ 労働者の災害補償に関する請求（安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求（いわゆるパワー・ハラスメントを理由とするものを含む。）を除く。）  
ク その他労働関係若しくは労働者の団体若しくは団体行動又はこれらに関連して生じた権利関係に関する請求（いわゆるセクシャル・ハラスメントを理由とする安全配慮義務違反等に基づく損害賠償請求を含む。）

② 公務員を当事者とする訴訟事件で、前記①に掲げる訴訟事件と同種のもの

③ 労働組合法第27条の19第1項に規定する労働委員会の命令の取消しを求める行政訴訟事件

④ 労働仮処分関係事件（前記①又は②に掲げる事件に関する訴訟事件を本案とする仮処分事件（仮処分命令に対する異議・取消しの事件を含む。）並びにこれに関する執行異議事件及び執行停止事件

⑤ 労働審判事件

⑥ ⑤から訴訟手続に移行した事件

⑦ 労働組合法第27条の20に規定する緊急命令事件

⑧ 労働組合法第32条から第32条の4までに規定する過料事件

⑨ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律第33条に規定する過料事件

⑩ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律第31条に規定する過料事件

(2) (1)の労働関係事件のうち、④の事件、⑥の事件及び⑩の事件は、2件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなし、その余の労働関係事件は、1件につき、民事通常事件3件の配付があったものとみなす。

なお、労働関係民事通常訴訟事件の控訴事件は、1件につき、民事通常控訴事件1件及び民事通常事件2件の配付があったものとみなす。

6 (第7条第3項関係) 再審事件及びこれに付随する執行停止事件のうち、医事関係事件は第1民事部に、人事事件は第3民事部に、行政事件、知的財産権事件及び独占禁止事件は第4民事部にそれぞれ配付する。

## (別紙第2)

別表第3 本庁の開廷日割り

法廷	月	火	水	木	金
101号 合議(48) 倒産関係、人身保護、DV	3民	家裁 (人訴係)	2民合議	家裁 (人訴係)	6民合議
102号 単独(23)	1刑	5民4係	4刑	5刑	民事部
103号 ラウンド法廷	地家裁 (ビデオリンク対応)	地家裁 法廷)	地家裁	地家裁	簡裁民事・地家裁 ※1
104号 単独(23)	簡裁刑事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁刑事	1刑
105号 合議(58) 倒産関係、人身保護、DV	3民	6民3係	4民合議	1民合議	5民合議
201号 裁判員(48)	3刑合議	3刑	3刑合議	3刑合議	3刑合議
202号 裁判員(48)	2刑合議	2刑合議	2刑合議	2刑	2刑合議
301号 裁判員(82)		5刑合議	5刑合議	5刑	
302号 裁判員(36)	5刑合議	3刑	1刑	2刑	5刑合議
401号 ラウンド法廷	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事	簡裁民事
402号 ラウンド法廷	3民	3民	3民	3民	3民
403号 裁判員(48)	1刑合議	1刑合議	1刑合議	1刑合議	1刑
404号 裁判員(48)	4刑合議	4刑合議	4刑	4刑合議	4刑合議
501号 単独(18)	5民3係	5民2係	5民3係	5民2係	2民2係
502号 単独(18)	2民3係	2民2係	家裁 (人訴係)	2民3係	4民3係
503号 合議(18)	1民2係	5民1係	1民2係	5民4係	2民1係
504号 合議(18)	4民2係	6民2係	1民3係	6民3係	4民1係
505号 合議(18)	6民1係	1民1係	6民1係	4民3係	家裁 (人訴係)
506号※2 ラウンド法廷	1民	1民	1民	1民	1民
	2民	2民	2民	2民	2民
507号※2 ラウンド法廷	5民	5民	5民	5民	5民
	4民・6民	4民・6民	4民・6民	4民・6民	4民・6民

※1 午前簡裁民事、午後地家裁

※2 上段の部が使用について管理